

鎌倉市役所空調機フィルター交換仕様書

(趣旨)

第1条 受託者は空調機のオートロールエアフィルターの交換を実施する。

(業務内容)

第2条 フィルターの取付け、使用済みフィルターの廃棄処分及び機器の点検を年1回実施する。

(1)空調機フィルター(本庁舎1階・2階事務室用)の交換 1箇所

AC-4 FR-585L 1.6×20m 1本

(2)空調機フィルター(本庁舎3階・4階事務室用)の交換 1箇所

AC-5 FR585L 1.2×20m 3本

(3)巻取装置の点検

以上